

## 【1993年6月】高齢者等の在宅生活支援方策に関する検討会報告

### 高齢者等の在宅生活支援方策に関する検討会

#### 高齢者等の在宅生活支援方策に関する検討会報告

平成5年6月

#### 高齢者等の在宅生活支援方策に関する検討会

はじめに

「高齢者等の在宅生活支援方策に関する検討会」は、厚生事務次官の懇談会として平成4年11月に発足して以来、現地視察1回を含め9回にわたり、高齢者の在宅生活を支援するための方策について、「自立」を巡る諸問題を中心に検討を行ってきた。

本報告書は、高齢者の自立を促進するに当たっての基本的考え方と、自立の基盤である福祉用具、住宅、まちづくり等の環境の整備について具体的に取り組むべき方策を示したものであり、その内容については、今後厚生省において、必要に応じ他省庁との連携も図りつつ、逐次計画的に実現していくことを望むものである。

本報告書は、主として高齢者を念頭において整理されているが、その内容は障害者の自立のための施策にも共通するものであり、今後高齢者、障害者を通じた総合的な施策として展開されることを期待する。

#### 1 高齢者施策の新しい視点 「自立」 -

近時、自らの高齢期を積極的に考え、自分の生活を豊かにするとともに、自立し社会にかかわり合いを持っていこうとする高齢者が少なくない。また、サービスの一方的な受け手ではなく、豊富な情報の中から自らの意思でサービスを選択していこうとする意欲も強いものとなってきている。これをサービスの供給側からみれば、多様な個性とキャリアを持った個人としてとらえ、その意思を尊重することが求められているといえる。

このように高齢期を積極的に捉えると、高齢者の在宅生活における「自立」については、他人の手を借りずに本人自身が日常生活を営むという一般的な概念に加えて、自分の生活は自分でコントロールするとの意思の下で、家族やヘルパー等の介助や介護を受けながら生活する場合を含むものと積極的に捉えることが重要であろう。

また、今後増加すると予想される、家族の介助や介護が期待できない一人暮らしの高齢者についても、本人に自立意欲があり希望する場合には、在宅福祉サービスを利用しながらできるだけ在宅生活を行えるよう行政としても支援していく必要がある。同時に、居宅内で生活するにとどまらず、車いすを利用するなどにより可能な限り散歩や買い物等のた

めに外出していくことも行政として支援すべきである。

高齢者の心身の状況は様々であり、身の回りのことは自分ででき杖だけで外出できるようなケースから手厚い介護を必要とするケースまである。また、家族構成や住まいの状況も異なっている。本検討会では、具体例として、「脳卒中後遺症による左上肢マヒで妻と同居する75才男性」や「肢体が虚弱な一人暮らしの80才女性」の日常生活をシュミレーションしたり(資料 参照)、サービスの提供施設を実地に視察して、検討を深めた。その結果からみると、どのような状況であれ、本人の意欲や基盤整備があれば自立の可能性は大きく広がるものといえよう。

ともあれ、今後は「自立」をキーワードに、ライフステージの重要な部分としての高齢期を「老後」、「OB」としてではなく、楽しく充実したものにしていくことが明るい高齢社会の構築を進める上で不可欠であるといえよう。

## 2 高齢者の自立のための基盤整備

高齢者の自立を目指すという積極的な視点に立って、在宅における自立を支援するためには、「高齢者保健福祉推進十か年戦略」(ゴールドプラン)等に基づき進められているヘルパーの派遣事業や訪問入浴事業の拡充等のソフト面の充実に加え、これらの事業の基盤ともなる福祉用具の利用、住宅といった「物」に着目した、自立を容易にする環境の重要性が認識され、今後その整備が求められている。

他方、このような環境の整備は同時に、介護を行う家族やヘルパー等の介護負担を軽減する上でも大きな効果があり、加えて、家族等の肉体的、精神的な負担の軽減は、高齢者とのよりよい人間関係を生み出すことにつながるものであろう。

また、このような環境整備の一環として、高齢者が居宅から外に出ていくことを妨げないためには、買い物や公園に散歩に出たり、公共の交通機関を利用して遠くまで出向くことを物理的に容易にする必要がある。段差の解消、手すりの取付け等の若干の配慮があるだけでも高齢者の大多数は、居宅に「引きこもっている」のではなく、若い時と同じように生活していける。このためにも、いわば高齢者の生活の「動線」を念頭に置いた高齢者の暮らしやすいまちづくりが求められる。この場合のまちづくりは、ノーマライゼーションの理念に立って、高齢者をはじめ、だれもが暮らしやすいものとするのが肝要である。

今後の本格的な高齢社会においては、青年期、壮年期に比べて身体機能の面で多少の衰えはあるものの、自立意欲に富み、日常生活を営むことや外出することも可能な高齢者が多数を占めると予想される。こうしたことから、高齢者が暮らしやすい環境づくりが大切であるとの視点に立った幅広い取組みが求められる。

## 3 具体的方策の総合的推進

### 1 福祉用具の研究開発・普及の促進

#### (1) 問題の所在

車いす、入浴補助具等の福祉用具は、高齢者が自立して生活していく上で極めて有用なものである。また、家族等介護を行う者の介護に伴う負担を軽減する上でも大きな効果を有する。このように高齢者やその家族等にとって福祉用具の役割は重要であるにもかかわらず、補装具を別として高齢者等の使用する福祉用具の研究開発、普及はこれまで十分ではなかった。高齢者の身体の状態や使用状況に適したものの製造が不十分であることや、また普及面についても、福祉用具の価値が十分に知られていないことに加え、「見たり、触れたりできる場が少ない」、「専門的に相談する機関が少ない」など、制度面で大きく立ち遅れていることが指摘されてきた。また、同時に福祉用具の製造、流通を担う民間事業者からは、採算面で魅力の少ない事業であるともいわれている。

福祉用具といっても、その範囲は広く、補装具等特別に或は個別に必要とされるものから、車いす、入浴補助具等高齢者が普通に利用するものまで含まれる。日常生活で普通に使われる福祉用具が、使いやすくなり普及していけば生活も広がっていくことから、本格的な高齢社会の到来を控え、福祉用具を幅広く捉えた総合的な研究開発及び普及を促進するための施策が求められているといえよう。

このような状況の下で、政府は、本検討会の意見を踏まえ「福祉用具の研究開発及び普及の促進に関する法律」(以下「福祉用具法」という。)を国会に提出し、本年5月に公布されたところであるが、本法は福祉用具の研究開発及び普及に関するこれまでの施策を体系付けるとともに、制度的な枠組みを明らかにした点において意義深いものである。

しかしながら、本法の下で今後取り組むべき課題も多く、引き続き積極的な施策の充実・展開を強く求めるものである。

## (2) 具体的方策

### (研究開発の促進)

#### 利用者情報の収集・提供システムの構築

福祉用具は、日常的に使用されるものであり、常に利用者の視点に立った製品の研究開発が必要である。

しかしながら、我が国の福祉用具は、設計思想からみて利用者の真のニーズに対する配慮が必ずしも十分とはいえず、また実現された機能(物理的機能、デザイン、使いやすさ、使用環境との整合性等)からみても真のニーズに合致しているとはいえないものがある。他方、我が国の事業者の技術力からみた場合、開発や製品化が困難なものは少ないともいわれており、利用者のニーズの把握に問題があることがうかがえる。事業者が利用者ニーズを的確に把握しようとしても、中小企業がほとんどであることや採算上十分な時間と費用を投入できにくいことがその原因のひとつとなっている。

「福祉用具法」では、いわゆる指定法人が利用者のニーズを恒常的に把握し、こ

れを研究開発や改良に活かせるよう事業者に提供する役割を担うこととされたが、その的確な事業運営が期待される。

#### 研究開発・製造に対する支援

福祉用具は、多様な個人のニーズに合わせるため多品種少量生産とならざるを得ないため、自ら価格は高くなるという問題が内在しているが、利用者が高齢者や障害者であるため高い価格設定はできにくいという特殊性を有している。わが国産業界の優れた技術力を活用して研究開発や改良を行おうとしても、投下した資金を回収できにくく、この点がニーズに合った福祉用具の製造を阻害する結果となっている。

「福祉用具法」に盛り込まれた研究開発助成や「厚生科学研究」の一環としての基礎的研究助成を一層充実することはもとより、生産のための設備投資に対する助成、研究開発及び設備投資に対する低利融資、研究開発に要する費用に対する償却の特例等の税制上の優遇措置等総合的な支援策を検討すべきである。

#### 高齢者が使いやすい仕様の商品の開発

家庭用の電化製品等については、商品としての競争力をつけるため様々な機能が付加されてきたが、その結果高齢者にとってはかえって使いにくいものとなっているケースも少なくない。

福祉用具は、高齢者が使いやすいという点に大きな力点が置かれるべきであるが、それ以外の一般商品についても、付加的な機能を少なくするとともに、スイッチやボタンを大きくするなど高齢者が使いやすい商品の開発を進める必要がある。また、例えば、洗濯機の出し入れする部分を側面に取りつける等構造的な面でも、身体の不自由な高齢者であっても使用できるような商品の開発を進める必要がある。

この他、高齢者が日常生活以外の社会参加活動、レクリエーション活動等の場で利用する用具についても積極的な商品開発が望まれる。

#### (普及の促進)

##### 展示・相談センターの整備、情報提供システムの確立

福祉用具については、実際に見たり試したりするとともに、利用者の身体の状況や使用環境(介護する人の有無とその操作能力、家屋の構造等)に合った的確な選択が重要である。

このためには、福祉用具を展示し、福祉用具に関する利用者の相談に応じられる機関が必要であり、公的な展示・相談センターを全国的に整備する必要がある。具体的には、身近な展示・相談センターとして市町村レベルの在宅介護支援センターを整備するとともに、より大規模で専門的なセンターとして都道府県レベルに介護実習・普及センターを整備する必要がある。また、将来的には、市町村レベルと都道府県レベルの中間に人口 30 万人程度の地域を対象とする中規模の展示・相談センターを整備することを検討すべきである。

このような展示・相談センターは、福祉用具を展示する一方でセンターの利用者に情報を提供するため、福祉用具に関する的確な情報を常に有する必要がある。しかしながら福祉用具は、多品種であることに加え新商品の開発もあり、それぞれの展示・相談センターが膨大な商品情報を的確に収集することは容易でない。これに対しては、全国のセンターを結ぶ統一的な情報収集・提供システムを構築することとし、各センターが互換性のないまま独自にシステムを採用することを避けるためにも、当面データベースの標準化が急がれる。

また、展示・相談センターでは「日常生活用具給付等事業」等の公的給付事業の申請手続の代行の他、販売事業者や賃貸事業者を紹介するなど利用者が直ちに福祉用具を使用できるよう利用者の利便に配慮した運営を行うべきである。

さらに、このような公的なセンターだけでなく、例えば、自動車のショールームの一部で移動用具を展示するといった民間事業者の自主的な活動も期待される

#### マンパワー・資質の向上

公的な展示・相談センターにおいて相談に当たる職員は、福祉用具に関する知識と利用者の身体の状態等を把握し的確な相談に応じる能力が求められる。既に、相談マニュアルの作成とその活用、職員に対する研修が進められているが、引き続きその充実に努める必要がある。

また、福祉用具の普及、特に福祉用具を使ったことのない人に使用を勧め、居宅での使用を実現するには、保健婦等の保健医療・福祉マンパワーが福祉用具についての知識や使用能力を有することが不可欠である。

このため、これらマンパワーの養成課程の中で福祉用具の利活用に関する知識や技術を深めることが望ましい。また、利用ニーズを掘り起こし展示・相談センターの活用を促進する上からも、地域において保健医療・福祉マンパワーに対する展示・相談センターを利用した研修等を実施する必要がある。

#### 評価・表示制度

利用者がニーズにあった福祉用具を容易に選択できるようにするためには、公的な展示・相談センターの整備が不可欠であるが、これだけでは十分なく客観的な判断基準が求められる。特に、利用者の視点に立った、身体に及ぼす効果、使いやすさや安全性、安定性に関する情報は、本人や家族等これから実際に福祉用具を利用しようとする者にとって不可欠な情報であるにもかかわらず、見たり触れたりするだけでは得にくい。

このため、福祉用具の効果、使いやすさや安全性、安定性に関する評価の仕組みを設けるとともに、評価結果を明示するための表示制度を設ける必要がある。「福祉用具法」に基づき今後進められる研究開発・普及システムの整備の中に、この評価・表示の仕組みが組み込まれることが望まれる。

#### 販売・賃貸事業者のサービスの向上

福祉用具の利用者に対する実際の供給は民間事業者が担っているが、福祉用具を衛生的に管理するのみならず、利用したいとする者からの相談に応じ、身体状況や使用環境を踏まえた利用者の真のニーズを発掘して適切な福祉用具を提供するという重要な役割を担っている。このような民間事業者については、「福祉用具法」において「販売事業者」、「賃貸事業者」と位置付けられたところであり、福祉用具に関する専門事業者としてそのサービスの向上が必要である。

既に賃貸事業者については、業界の自主的な取組みとして職員の資質向上のための研修等が行われているところであるが、販売事業者については小規模な事業者が多いこともあってこのような業界活動はほとんど行われてこなかった。このような事情から特に、販売事業者が研修等の資質向上のための自主的な取組を行うよう支援措置を講ずる必要がある。

また、職員の資質向上の一環として、例えば一定時間の研修を終了した者に対して「福祉用具専門相談員」といった呼称を与えるなど広い意味での資格制度の導入についても検討すべきである。

さらに、事業者は中小企業が多いことから、その経営の安定を図るため、利用しやすい低利融資を実現する必要がある。

#### (供給のあり方)

##### 福祉用具供給の観点

福祉用具は、他の商品一般と比べ「日常生活用具給付等事業」や「補装具給付等事業」と呼ばれる公的な給付又は貸与事業によって利用者に供給される場合が多い。その結果、公的な供給は、福祉用具を必要とするものが身体状況や使用環境に適したものを利用できるかどうかという面で極めて重要な役割を担っており、また、供給の方法は、福祉用具の性能や価格決定、関連サービスに大きな影響力を有している。公的な供給のあり方については、利用者のニーズとの適合を図ることを念頭に置きつつ、市場と事業者の健全な育成も図られるような適切な制度の枠組みや運営が特に求められる。

##### 「日常生活用具給付等事業」の改善

「日常生活用具給付等事業」による福祉用具の給付又は貸与事業は、現在市町村で作成中の「老人保健福祉計画」にも盛り込むこととされるなど福祉用具の普及を図る上で極めて重要なものである。しかしながら、実施主体である市町村が福祉用具を購入し又は事業者から賃借して利用者に給付又は貸与するという制度となっているため、利用者の選択が事実上認められにくいという問題点のあることが指摘されている。

現行の仕組みを洗い直し、利用の促進、円滑化が進むよう、例えば、対象品目を限定せずその幅を広げる品目の包括化、給付又は貸与を受けるまでに試用期間を設ける試用制度の導入等を行い、利用者の選択を容易にするような仕組の改善を検討

すべきである。

#### 医療保険の保健福祉施設事業等との連携

医療保険制度の中で福祉用具に関する経費の一部を助成するという方法は、利用者の選択を可能にしつつ福祉用具の普及を図る上で極めて有効かつ現実的な方法と考えられる。平成5年度の事業として、政府管掌健康保険では、その「保健福祉施設事業」として加入者とその家族に対し福祉用具の賃貸費用の一部を助成する事業を開始する(平成5年10月実施)こととなっているが、今後各健康保険組合においても同様の事業のなお一層の充実が望まれる。また、福祉用具の購入資金に対する融資制度も検討する必要がある。

## 2 高齢者にふさわしい住宅の整備

### (1) 問題の所在

一般に高齢者は、「今住んでいる家に住み続けたい」、「近隣住民との交流を含め、住み慣れた自分の街で暮らしたい」という要望をもっている。しかしながら、我が国の「日本の家屋」は、段差が多いことやトイレ、浴室が使いにくいこと等安全性、利便性等の面で高齢者がその身体機能の下で生活していくことを難しくする構造、仕様のものが多い。また、車いす等大型の福祉用具を居宅の中で利用することも通常は困難である。これは、高齢者が病院、老人保健施設や特別養護老人ホーム等の施設から退院・退所し、家庭復帰しようとする場合の障害となっているともいわれている。

このように高齢者が自分の家で自立意欲を持って生活していくためには、その住環境の改善が是非とも必要である。

### (2) 具体的方策

#### 高齢化対応住宅の供給

建築当初から、高齢になっても住み続けられるような設計・仕様とすることは、費用の面からも、また将来に向けて優良な住宅ストックを形成していく観点からも重要である。特に賃貸集合住宅の場合、賃借人の都合で改造することは困難であることや、社会資源を将来にわたり有効に活用するとの観点からも、例えば車いすでの居住が可能となるような、建築当初から加齢に対応した設計・仕様とすることが必要である。既に、住宅・都市整備公団等においてこのような高齢化対応住宅の建設が進められているが、全体から見ると一部に過ぎない。

今後は、加齢に対応した設計・仕様の指針(ガイドライン)を設け、公的な賃貸住宅については基準に準拠したものとするとともに、民間の賃貸住宅についても基準に準拠するよう誘導する措置を講じていく必要がある。既に、東京都では、本年5月「東京都における加齢対応型住宅の設計指針」を作成しており、今後全国的な指針の作成を期待するものである。また、指針に合った個人住宅の整備を融資等の手法を用いて促進することを検討する必要がある。

さらに、公的な高齢化対応住宅にライフサポートアドバイザーが住み込み生活の

援助を行うシルバーハウジング事業やシニア住宅事業にみられるような何らかの生活支援機能が付与された住宅の整備を一層促進するとともに、在宅福祉サービスの利用を容易にするためのデイサービスセンターの併設など、住まいの問題と既存の福祉施策を組み合わせていく方法を建設省や住宅・都市整備公団等とも連携しつつ多様に展開する必要がある。

#### 住宅改造の促進

住環境の改善は、住宅を改造することで大きな効果がある。特に段差の解消、手すりの取付け等の軽微な改造で十分な場合も多い。また、高齢者の中でも女性の方が多いことから、女性が利用することの多い台所を使いやすいものとするなど女性の視点に立った住宅改造も重要である。

引き続き、住宅改造の重要性を広報するとともに、貸付け条件を緩和するなどにより現行の低利融資制度の充実を図り、住宅改造を促進する必要がある。

#### 相談体制

住宅の改造には専門的な知見が必要なため、専門家による相談が不可欠である。高齢者総合相談センター(シルバー110番)で建築士を委嘱し、専門的な相談を実施しているが、その存在は十分には知られていない。

まず、高齢者総合相談センターの周知を図る必要があるが、この他にも、ヘルパーの派遣事業や在宅介護支援センターにおける相談等高齢者の生活状況を把握しうるサービスを提供する際に併せて、住宅改造のニーズを把握し、助言を行うとともに、高齢者総合相談センターが更に利用されるような広報活動を行っていくべきである。

#### マンパワーの研修等

住宅の設計・仕様を決定する上で建築士の役割が大きい。高齢化対応住宅の建設を促進するためには、建築士が専門家として加齢の問題について積極的にアドバイスしていくことが望まれる。当面、建築士の団体による研修の充実が求められるが、この他にも、養成課程の改善に向けて学界等への働きかけを行うなどにより、建築士が加齢の問題に関心と知識を持つようにすべきである。また、住宅改造を実際に行う建築職に対する研修の充実も必要である。

#### 現行制度の問題点

建築基準法やこれに基づく各種の建築に関する基準は成人男子の寸法と体力を基に設定されている。

その結果、我が国の住宅のほとんどはこの基準に沿ったものとなっており、加齢に対応した住宅の設計・仕様という面では今後の課題となるところが多い。

また、半間(90 cm)廊下にみられるように、尺貫法に根ざす我が国の伝統的な寸法取りは一面では車いす等の福祉用具の利用障害にもなっており、こうした問題に対して高齢社会の到来を意識した総合的な検討を行うことが今後の課題となろう。



### 3 高齢者が暮らしやすいまちづくり

#### (1) 問題の所在

建築物、交通ターミナル、道路等における物理的な障害の除去を図ること等の各種生活環境面での改善は、高齢者の自立を促進するための基本的条件である。

現在、公的機関の設置する建築物、文化施設等の公共施設で、新築、大規模改築が行われる場合には、高齢者も利用できるようにスロープ、エレベーター、エスカレーター等を整備することが一般的となってきたが、一方、既存の公共施設で大規模な改築を必要としないものや民間事業者が設置する公益施設や各種の日常生活上の利用施設については、まだ十分な改善が行われているとはいえない状況にある。特に民間事業者の場合、こうした物理的な改善は直接の負担増となることから、なかなか進みにくい現状にある。

また、交通ターミナル、道路、公共交通サービス等の移動手段についても、様々な障害が現に存在している。

#### (2) 具体的方策

##### 施設対策

このようなまちづくりの中心となる施設は、官公庁、文化施設等の公共施設、スーパーマーケット等の多数の人々が集まる公益施設にタイプ分けできるが、前者については、その公共性に鑑み、一層高齢者が利用しやすいものに改善していく必要がある。また、後者についても、民間施設であるが、積極的な取組みをしていくことが求められている。高齢者の利用が容易になり、暮らしやすくなるように公私を含めた幅広い努力が必要である。

これまでの取組みの中で、施設面での改善は徐々に進んでいるが、なおこうしたまちづくりの視点からみて問題のある施設が多く存在することも事実である。したがって、今後は、問題のある施設について、建て替えや改築等の際には、必ず改善を行うこととするなど、いわば「漸進の原則」とも呼び得る理念に立って機会あるごとの着実な取組みを強く要望するものである。

なお、施設対策は、整備・改造といったハード面での対応に併せて個々の施設の存在についての PR を行うことや民間事業者を含めた国民全体がその必要性に対する理解を深め、社会的に支持し、協力することが重要である。学校教育を含め国民に対する広報活動を充実すべきである。

##### 移動・交通対策

高齢者が居宅を出て、積極的に社会生活をしていくためには、特に移動の障害を除去する必要がある。

具体的には、交通ターミナルでのエレベーターやエスカレーターの設置、段差解消、車道との分離信号機の横断時間の延長等の歩行環境の整備等を一層促進する必要がある。また、自動販売機や陳列商品の歩道へのはみ出し、違法駐車・駐輪等を

無くし、高齢者が安心して利用できる道路環境も確保すべきである。さらに、公園、スーパーマーケット等にベンチを設置するなど高齢者の心身の憩いの場を確保すべきである。

他方、施設や設備の整備だけでなく、公共交通サービスについても高齢者が利用しやすいものとする必要があり、例えば、バスの車高が高く乗りにくい人のためにリフト付きバスを導入することの他に、通常のバスの車高を低くするなどのサービスの改善が工夫されてよい。

この他、近年普及してきた電動車いすに関し、例えば歩道を拡幅するなど安全な走行を可能とするような方法について関係者の間での検討を期待するとともに、同様の問題が今後予想されることから高齢者や障害者の提案、要望等を汲み上げる場が必要となつてこよう。

#### まちづくりの総合的な推進

近年、国においても高齢者や障害者の暮らしやすいまちづくりについて重点課題としてその推進を図っているが、兵庫県、大阪府では、高齢者や障害者の暮らしやすいまちづくりを目指した条例が制定され、民間事業者に対する財政支援を含む総合的な取組みが進められている。地方におけるこのような取組みは先駆的なものとして意義深いものであり、他の地方公共団体に対して同様の取組みを期待すると同時に、国においても地方公共団体や民間事業者の取組みを推進するための総合的な支援措置を講じるべきである。

### 4 自立を支える情報システムの整備

#### (1) 問題の所在

近年、様々な保健医療・福祉サービスが提供されるようになり、メニューはおおむね出揃ったといえる。

しかしながら、保健医療・福祉サービスを有機的、効率的に提供していくための情報システムの整備が遅れているだけでなく、利用者からみた場合、どのようなサービスがあるのか、どうすればサービスを受けられるのか、正確で十分な情報がないことが多い。また、どこに相談すればよいかわからない場合も多い。特に、福祉用具、住宅改造等については、国民の関心が高まっているにもかかわらず、必ずしも十分な対応がなされていない。

#### (2) 具体的な方策

##### 在宅介護支援センターの機能強化

利用者が保健医療・福祉サービスについて相談したいと考える際に、何時でもまたどのような相談であっても受け止める身近な相談拠点が必要である。相談業務は、保健医療・福祉サービスの大部分を担う市町村が実施責任を有していることから、市町村事業として 24 時間の対応が可能な在宅介護支援センターをおおむね中学校区に一か所程度(全国で 1 万か所)を目標に積極的に整備するとともに、専門的な案

件については、在宅介護支援センターのスクリーニングを経て次の専門的な施設につなぐネットワークシステムを各地域において確立する必要がある。併せて、既に全都道府県に各一か所設置されている高齢者総合相談センター(シルバー110番)についても、高齢者の生活全般に関する直接の相談に応じること、在宅介護支援センターや市町村に対する情報の提供等の機能を強化する必要がある。

また、各種のサービスを、連携を取りながら保健医療、福祉の枠組みにとらわれることなく必要な人に必要なサービスを提供することが重要であり、そのためにはサービス全体をコーディネートすることが必要である。在宅介護支援センターは各種申請の代行機能をも有しており、保健医療・福祉サービスネットワークの中心として、利用者に近いところでサービスの調整を図っていくことが求められる。

#### 病院と在宅福祉サービスとの連携

高齢者は退院後に、自立のための支援措置を必要とする場合が多い。このため、ただちに福祉用具を活用したり、住宅改造が進むよう、退院前にあらかじめ在宅福祉サービスと連携しておくことが重要である。

現在、病院や老人保健施設等から退院・退所する場合に病院等が市町村に対して情報提供した場合には、診療報酬を算定できることとなっているが、今後この制度の活用も含め、病院等から福祉サービスの拠点へ連絡するシステムを各地域において確立することが必要である。

#### 在宅福祉サービスを利用しやすい方式の導入

在宅福祉サービスを円滑・迅速に提供するためには、その都度必要性を認定するのではなく、包括的に利用資格を認定した「利用者証(総合利用券)」を導入することについて検討することが必要である。さらに、そのカード化についても検討することが望ましい。

なお、在宅医療を円滑に進めるためには、高齢者の健康状況の経年的な変化や受診、リハビリ訓練等の状況を関係者が共通のものとして把握しておくことが重要である。その手法としてカードを活用している地域もあり、健康・医療情報の蓄積・活用については引き続き検討課題といえよう。

#### おわりに

今後の高齢者は、多様な個性や価値観、様々なキャリアを持ち、より積極的なライフスタイルを求める、いわば「新しい高齢者」とでも呼び得るものとなろう。また、高齢化率の高い地域が目立つ一方で、都市に住み都市型の生活を求める高齢者の割合もますます高くなろう。今後の高齢者施策はこのような高齢者像を念頭に置いて進める必要があるが、同時に本報告書で取り上げた高齢者を巡る環境の整備やまちづくりについては、我が国の産業技術の活用を図るとともに、一般の経済活動に国民のQOL(クオリティー・オブ・ライフ)を高める視点が組み込まれることが必要である。このためにも、行政と民間が連携し、

我が国の高齢化を展望した長期的な取組みを行うことが求められよう。